

# 社会福祉法人 和歌山市社会福祉協議会

## 評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員には、次のとおり報酬等を支給する。ただし、当該評議員及び役員等が行政機関の関係者である場合は支給しない。

- (1) 評議員については、報酬を支給しないこととし、評議員会に出席した場合、別表1に定める費用を弁償する。
- (2) 会長については、別表2に定める報酬を支給する。
- (3) 会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合、別表1に定める費用を弁償する。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日は、毎月16日とし、支給日が休日に当たるときはその前日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 別表1 費用弁償の額

評議員	一回	1,300円
役員	一回	1,300円

#### 別表2 報酬の額

会長	月額	50,000円
----	----	---------

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。